



2005年9月8日

各位

会社名	昭和電線電纜株式会社
代表者名	取締役社長 富井 俊夫
コード番号	5805
本社所在地	川崎市川崎区小田栄2丁目1番1号
上場取引所	東証第1部
問い合わせ先	総務部長 相原 雅憲
	T E L (03) 5532 - 1911

昭和電線グループ 持株会社体制への移行について

昭和電線電纜株式会社（取締役社長：富井俊夫）は、本日開催の取締役会において、持株会社体制へ移行するため、その準備に入ることを決議いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、現在の事業部門をその業態に応じ会社分割制度を活用し3つの事業会社に分社化し、その各事業会社の全株式を保有することによりグループ全体の戦略を担う持株会社へ移行いたします。

グループ経営統括と事業経営を分離し、それぞれの責任と権限を明確にすることにより、各事業会社が自立して自らの経営戦略に集中することで事業を拡大し、事業環境が変化しても安定した配当が継続可能な体制を整え、昭和電線グループの企業価値向上を目指してまいります。

持株会社体制移行について

1. 経緯と背景

当社グループは、これまで基盤事業の柱であった通信や電力を中心とする社会インフラの需要構造が大きく変化したことから、グループを越えた再編として、2001年に巻線事業を株式会社ユニマックへ、翌年には電力用電線・ケーブル事業を株式会社エクシムへ移管、また、グループ内再編は、汎用電線、ワイヤハーネス（電子ワイヤ）、ネットワークソリューション等の事業や流通分野などを対象に実施し、財務体質の改善、グループの収益力の大幅な改善を図ってまいりました。

2004年度からは成長戦略への移行を掲げた第7次中期経営計画のもと、経営基盤をより強固なものとするべく、「ケーブルから部品・システム・サービスへ」をコンセプトに成長・拡大が見込める事業分野に経営資源を重点投資し、事業の拡大、収益の安定化に取り組んでまいりました。

電線・ケーブルを中心とした社会インフラの分野と情報関連機器等を中心とするデバイス関連の分野とでは市場環境は大きく異なっています。今後の事業拡大、経営基盤の強化を図るためには、それぞれの事業環境の中で迅速な意思決定を行い、個々の事業戦略が機動的かつ効率的に実行できる体制の整備が不可欠であると判断し、持株会社体制への移行を決定いたしました。

持株会社体制への移行により、グループ経営統括と事業経営は分離され、それぞれの責任と権限が明確にされ、持株会社は、グループ全体の事業の戦略性をより向上し、各事業会社は、個々の事業の自立性を高め更なる事業の拡大を追求することで、昭和電線グループとしての企業価値の向上を目指してまいります。

2. 持株会社と事業会社の機能と役割

(1) 持株会社 「昭和電線ホールディングス株式会社」(仮称)

当社の商号「昭和電線電纜株式会社」は「昭和電線ホールディングス株式会社」(仮称)へ変更いたします。

各事業会社への権限委譲とモニタリング機能の強化を図り、グループ全体の事業戦略の立案、経営資源の適正な運用を行い、株式上場会社としての責任を遂行してまいります。

各事業会社およびグループ全体を統括する部門として監査、経営戦略、輸出管理、総務、経理、資材、品質・環境管理、研究・技術開発の企画および営業統括機能を担当する部門によって構成し、極力小さな組織とします。

(2) 事業会社

各事業会社は、独立会社として企画、開発、製造、販売までの機能を取り込みます。市場の要求にスピードをもって対応するとともに、業績向上に努めます。

「昭和電線デバイステクノロジー株式会社」(仮称)

デバイス関連の部門である精密デバイスユニット、免振ユニット、電子デバイス事業部門および通信システムユニットの光デバイス部門、電子ワイヤ事業部門を新設分割により承継いたします。この事業に関連する営業部門、資材調達部門、技術開発部門を含めて構成します。

「昭和電線ケーブルシステム株式会社」(仮称)

基盤事業である、電線・ケーブル部門を新設分割により承継いたします。通信システムユニットのケーブル製造部門、通信エンジニアリング部門、エネルギーシステムユニット、超電導部門および資材調達部門と関連する営業部門、技術開発部門で構成します。

「昭和電線ビジネスソリューション株式会社」(仮称)

各事業会社およびグループ各社の業務サポート部門である、知的財産部門、各事業所・工場の管理部門、生産技術部門および総務・経理の実務部門で構成し、グループ全体に対するサポート機能の充実と業務の効率化を目指します。

3. グループ体制図・・・別紙資料をご参照下さい。

事業会社3社の他にグループの核となり事業運営している4社(富士電線株式会社、株式会社ダイジ、株式会社SDS、株式会社アクシオ)を直轄事業子会社といたします。その他の関係会社については、事業の関連性からそれぞれ、7つの事業会社の関係会社とし、事業分野ごとの採算の向上と責任を明確にした経営体制とします。

4. 従業員の処遇

会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律に基づき、各部門の所属従業員は、各事業会社へ転籍とします。今回の分社化に際しては、現在の労働条件を承継いたします。

会社分割の日程

- | | |
|----------------------------|---------------|
| 1. 会社分割計画書・会社分割契約書承認取締役会 | 平成18年1月中旬(予定) |
| 2. 会社分割計画書・会社分割契約書承認臨時株主総会 | 平成18年2月下旬(予定) |
| 3. 会社分割期日 | 平成18年4月1日(予定) |

その他詳細につきましては、決定次第すみやかに開示いたします。

以上

【別紙】

グループ経営体制移行後の概要図

